

令和6年度個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画

令和6年5月15日
個人情報保護委員会決定

I 基本的な考え方

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を推進するため、本行動計画を策定する。

レビューは、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

以上を踏まえ、委員会において上記閣議決定等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、令和6年度のレビューを実施する。

II レビューの取組体制

レビューは、以下の構成員によって構成する個人情報保護委員会行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）が実施する。

統括責任者：事務局長

副統括責任者：事務局次長

メンバー：総務課長、政策立案参事官、総務課企画官（人事給与・会計担当）、
総務課課長補佐（会計担当）

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

チームは、①レビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並びに厳格な自己点検の指導、②外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取、③①及び②を踏まえた事業の厳格な点検及び点検結果の取りまとめ、④事業の改善状況の点検、⑤概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ、⑥行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導、⑦優良事業改善事例の選定、表彰及び普及、⑧職員の資質向上に係る取組を行う。

チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、事務局次長は、事業所管担当、外部有識者等と調整を行い、レビューシートを厳格に点検するものとする。また、政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、政策評価関連作業と一体的に実施することとし、レビューシートは評価書としても活用する。

III レビューの実施方法及びスケジュール

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

チームは、前年度事業、新規開始事業及び新規要求事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。

（2）レビューシートの作成

- ① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、事業単位ごとにRSシステムでレビューシートを作成する。
- ② レビューシートの作成に当たっては、事業所管担当は、予算の支出先、用途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その点検結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

2 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1) 外部有識者による点検

チームは、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部有識者による点検を受けるべき事業について選定し、別途指名する外部有識者に対して7月を目途に点検を求める。

委員会は、選任した外部有識者のリストをホームページにおいて公表するとともに、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。

外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を入力する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。委員会は、外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、委員会におけるレビューの取組全般について、外部有識者が委員会の委員長（委員長に事故がある場合、委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して直接に講評を行う機会を設けることとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。

(2) チームによる点検

チームは全事業について、作成されたレビューシートを基にEBPMの手法等を活用した点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に入力するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見と異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

IV 概算要求等への反映

委員会は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チームの所見の概算要求等への反映状況について、レビュー

シートの所定の欄に入力するものとする。

V 点検結果の公表

レビューシートを翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに、RS システム上で公表するものとする。

VI その他

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

自律的なレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、チームは、その活動を通じて把握した事業所管担当による自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を入力するものとする。

チームは、事業所管担当による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等から表彰するとともに、委員会内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等をホームページにおいて公表することとする。

2 レビューシートの活用

作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、EBPM の考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

3 人事評価への反映

優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努める。

4 職員の資質向上等

チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各入力項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例と

して用いるものとする。

5 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省庁の取組を参考とし、必要に応じ、適時に、
所要の見直しを行うものとする。